

質問書に対する回答書

業務委託名 下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第23-901号）

No	質問項目	関連資料	質問内容	回答
1	設計業務委託料 内訳表	統括管理業務委託設計書	貴市の積算では、（土木世話役を想定されている）「統括管理マネジメント工」の直接人件費も、（主任技師～技術員の設計業務委託等技術者単価で想定されている）「点検調査計画策定・データ管理工」の直接人件費と合算して、その他原価、一般管理費を（同率で）見込んで算出されているという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	工種明細表 工種第0002号内訳表	統括管理業務委託設計書	「点検調査計画策定」は要求水準書P22で規定される統括管理業務の「4.3.1実施方針データ管理工」の業務と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	工種明細表 工種第0004号内訳表	統括管理業務委託設計書	計画的・日常的維持管理データ管理工は、要求水準書P22、P23で規定される「4.3.2計画維持管理データ管理工」と「4.3.3日常的維持管理データ管理工」をあわせた業務と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No	質問項目	関連資料	質問内容	回答
4	工種明細表 工種第0004号内訳表	統括管理業務委託設計書	数量が6回と記入されていますが、計画的維持管理データ管理工、日常的維持管理データ管理工それぞれ、各年度の上半期、下半期期末の2回/年の集計・報告を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	施工内訳表 施工第0-0001号内訳表	統括管理業務委託設計書	統括責任者は、本内訳書では、名称・規格などの欄に土木世話役が記入されています。統括マネジメントは包括委託の各業務の全体統括に加え、貴市で目指されている管路の予防保全管理への移行に向けたデータ管理やセルフモニタリング、業務の継続的な最適化を行う重要かつ高度な業務であり、（設計業務委託等技術者である）主任技術師相当の技術者が担うことが求められていると考えておりますが、貴市で想定・要求される技術者として土木世話役で間違いはないかご確認、ご教示下さい。	統括管理業務に配置できる技術者の資格要件のひとつとして、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を定めており、施工内訳表の土木一般世話役に間違いはありません。 また、統括管理責任者の要求水準については、要求水準書の4.2（1）に記載のとおりです。
6	業務全般	要求水準書	要求水準書に対し、市と事業者間で理解の差が確認された場合は協議により対応すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書1.2(7)に記載のとおり、本要求水準書に疑義が生じた場合は、本市と事業者との協議により決定します。 現時点で疑義があれば、質問書の提出をお願いします。

No	質問項目	関連資料	質問内容	回答
7	リスク分担表（案） No.19物価リスク	要求水準書	物価上昇による維持管理費、工事費等の増加について市及び事業者による協議事項となっております。物価上昇の基準日ですが、入札日時を基準日とするのが適当と考えますが如何でしょうか。入札後5か月程度後に事業開始となりますこと、物価を想定しての見積が出来ないことから提示させていただきました。	各契約書（案）内、「賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更」に記載の条文に基づき基準日を設定します。
8	リスク分担表（案） No.19物価リスク	要求水準書	物価上昇による維持管理費、工事費等の増加について市及び事業者による協議事項となっております。物価上昇算定について、何をもって上昇と判断するか目安とする指標をお教えください。	各契約書（案）内、「賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更」に記載のとおり、変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じることとなります。 この場合の積算は、公共工事設計労務単価で行います。
9	リスク分担表（案） No.21為替リスク	要求水準書	急激な為替レートの変動について、事業者側の負担となっております。為替レートは民間の事業者によってコントロールできるものではなく、国の運営による市場評価と理解しており、民間より市の方が近い関係にあると考えます。また、事業者は為替を予見することも不可能なため、市の負担若しくは協議によるとして頂けないでしょうか。	リスク分担は、【別紙10】リスク分担表（案）のとおりです。為替リスクについては、事業者負担となります。

No	質問項目	関連資料	質問内容	回答
10	技術提案書 様式	落札者決定要領	様式第2号～11号の技術提案書の書式について配布データには無かったと把握しましたが、この書式は記載事例に倣い、作成して宜しいのでしょうか。その際に余白の大きさは任意に調整してよろしいでしょうか。	様式2～11号については、落札者決定要領第2条に基づき作成をお願いします。 余白に関しては、条件はございません。
11	技術提案書 様式	落札者決定要領	様式第2号～11号の技術提案書の書式について配布データには無かったと把握しました。2枚まで記載できますが、2枚目は、評価項目、評価基準について1枚目と同様に記載しなくて良い（記載範囲の四角だけ）と考えますが如何でしょうか。	様式2～11号については、落札者決定要領第2条に基づき作成をお願いします。 2枚目については、上記を満たしたうえで、当該評価項目の2枚目とわかるように作成をお願いします。